

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

策定日 平成23年4月1日

職員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年 4月 1日～平成28年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：ノー残業デーの導入・拡充及び、所定外労働時間削減のための措置を講ずる。

<対策>

- 安全衛生委員会の協議に基づき、各部署別による各月最低2回のノー残業デーの計画的実施
- 所定外労働時間削減のため、時間外勤務承認事前申請に基づいた時間外勤務の把握による削減